

部 課 長 各位

総務部長 鈴木 嘉 弘

令和 2 年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、田原市財務規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 財政見通し

- 国は、少子高齢化による社会保障費の増加等に対応するため消費税率の改正を始めとする税制改正を行うとともに、地方財政においても安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、本年度と同水準を確保するとしている。
- 本市においては、税制改正による減収の影響が、他の自治体と比べ非常に大きく見込まれ、更に地方交付税合併算定替縮減の影響も重なることから、予算規模の縮小は避けられない。
一方で、継続中の大規模事業に必要な財源は確保する必要があるため、市全体の事業見直しによる行政経費削減の取組が強く求められる状況となっている。

2 予算編成の基本方針

○田原市総合計画第 1 4 期実施計画の着実な実施

税制改正等による税収減、地方交付税合併算定替縮減により、大幅な歳入減少が見込まれるため、事業の見直し及び優先順位付け等の徹底により、第 1 4 期実施計画に掲げる事業を着実に実施する。

○予算規模縮小に応じた行政サービスの見直し

予算規模の縮小局面のなかで個性と活力ある「元気な渥美半島」の実現を目指すためには、根本的な行政サービスの再構築が必要となる。建設事業やその他行政経費に限らず、固定性の強い義務的経費（人件費・社会保障費等）も含め、サービスの在り方から再検討を行う。

次期行政改革大綱、行政評価、公共施設等総合管理計画等にも留意し、市民や民間事業者との協働、広域連携により行政サービスの再構築を推進する。

3 重点施策

予算編成の基本方針を踏まえ、次の各施策を重点施策として展開する。

○住んでみたい・訪ねてみたいまちづくり

「地域の特色を活かした産業振興」、「定住・交流、関係人口の拡大」等の施策

○住み続けたいまちづくり

「出産・子育て環境充実」、「福祉・医療の充実」、「教育環境の充実」、「安心・安全快適なまちづくり」等の施策

○未来につながるまちづくり

公共施設等総合管理計画に基づく保有資産のスリム化・長寿命化への取組、行政サービスの民営化等の「持続可能なまちづくり」等

4 予算編成方法

- 予算要求に当たっては、部単位に一般財源ベースでの要求上限額を設定する。
- 「個別査定方式」により、全ての事業の見直しを積極的に進めるとともに、事業の重点化を行う。

5 指示事項

- (1) 毎年度、事業実績・効果・効率性等を確認し、最少費用・最大効果を実現するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドなどにより実施内容の最適化を図ること。
- (2) 議会審議、決算審査、地域コミュニティ連合会等の実施・改善等に取り組むこととしたものは、十分に検討・調整した上で予算計上すること。
- (3) 一年間に見込まれる全ての収入・支出は当初予算に計上し、災害復旧費などで緊急やむを得ないもの以外は補正予算として対応しない。
- (4) 公共施設の維持補修については、公共施設等総合管理計画の整備方針（20年間で3割減少）に沿った個別施設計画に基づく内容でなければ、令和2年度予算には計上できないこととする。
- (5) 特別会計は、独立採算の原則を徹底し、一般会計からの繰入金をできる限り削減すること。
- (6) 現時点では、国・県の予算、地方財政計画とも未定であるので、現行制度による見積りとなるが、その動向には予算要求後にあっても十分留意し、変更等があれば速やかに財政課に連絡すること。

以上の点に配慮して、各部は予算要求に当たり、この編成方針の下、「予算要求要領」により行うものとする。